

清和大学セクシュアル・ハラスメントの防止等に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、セクシュアル・ハラスメントの防止及び排除並びにセクシュアル・ハラスメントに起因する問題が生じた場合に適切に対応するための措置（以下「セクシュアル・ハラスメントの防止等」という。）に関し、必要な事項を定めることにより、清和大学における教職員の就業上及び学生等の修学上の良好な環境の確保、維持を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、次のとおりとする。

- 一 「セクシュアル・ハラスメント」とは、教職員が他の教職員、学生等及び関係者を不快にさせる性的な言動並びに学生等が教職員、他の学生等及び関係者を不快にさせる性的な言動のことをいう。
- 二 「性的な言動」とは、性的な関心又は欲求に基づく言動並びに性別により役割を分担すべきとする意識に基づく言動をいい、大学の内外を問わない。
- 三 「セクシュアル・ハラスメントに起因する問題」とは、セクシュアル・ハラスメントのため教職員の就業上又は学生等の修学上の環境が害されること及びセクシュアル・ハラスメントへの対応に起因して教職員が就業上又は学生等が修学上の不利益を受けることをいう。
- 四 「教職員」とは、教育職員、事務職員、技術職員及び労務職員をいい、常勤、非常勤を問わない。
- 五 「学生等」とは、本学の学生、科目等履修生、委託生、研究生等をいう。
- 六 「関係者」とは、学生等の保証人及び関係業者等の本学との職務上の関係を有する者をいう。

(学長の責務)

第3条 学長は、セクシュアル・ハラスメントの防止等を図るため、本学の教職員及び学生等に対し、次の各号に掲げる事項を遵守し、この規程の周知を図るものとする。

- 一 必要な研修を実施すること。
 - 二 新たに監督者となった教職員に対し、その求められる役割について理解させるため、必要な研修を実施すること。
- 2 学長は、行為者及び被害者に対する措置をそれぞれ適切に行うものとする。

(監督者の責務)

第4条 学部長、事務局長、部長、課長、室長の地位にある者（以下「監督者」という。）は、次の各号に掲げる事項を遵守し、セクシュアル・ハラスメントの防止及び排除に努めるとともに、セクシュアル・ハラスメントに起因する問題が生じた場合には迅速かつ適切に対処するものとする。

- 一 日常の業務を通じた指導により、セクシュアル・ハラスメントに関し、教職員及び学生等の注意を喚起し、セクシュアル・ハラスメントに関する認識を深めさせること。
- 二 教職員の言動に十分な注意を払うことにより、セクシュアル・ハラスメント及びセクシュアル・ハラスメントに起因する問題が、職場及び教育研究の場等に生じる

ことがないよう配慮すること。

(教職員及び学生等の責務)

第5条 教職員及び学生等は、この規程の趣旨に従い、セクシュアル・ハラスメントの防止等に努めるものとする。

(相談窓口の設置)

第6条 セクシュアル・ハラスメントに関する苦情の申出及び相談（以下「苦情相談」という。）が教職員又は学生等からなされた場合に対応するため、学生部及び総務課にセクシュアル・ハラスメント相談窓口を設け、苦情相談を受ける教職員（以下「相談員」という。）を置く。

(相談員)

第7条 相談員は、次の各号に掲げる者をもって充てる。

- 一 学生委員会委員
- 二 学生生活課職員
- 三 総務課職員

(相談員の責務)

第8条 相談員は、苦情相談に係る問題の事実確認及び当該苦情相談に係る当事者に対する指導・助言等により、当該問題を適切かつ迅速に解決するよう、努めるものとする。

2 相談員は、その在職中及び退職後において、当該苦情相談に係る当事者のプライバシー、名誉、その他の人権を尊重し、守秘義務を負うものとする。

(報告)

第9条 相談員は、教職員又は学生等から受けた苦情相談について、速やかに学部長に報告しなければならない。この場合、あらかじめ苦情相談を行った者の同意を得るものとする。

2 相談員から報告を受けた学部長は、理事長、学長、事務局長と協議し、苦情相談に係る問題の適切かつ迅速な解決にあたるものとする。

(相談員以外への苦情相談)

第10条 教職員及び学生等は、相談員以外の教職員にも苦情相談を行うことができる。

2 苦情相談を受けた教職員は、適切に対応するとともに、原則として相談員に報告しなければならない（やむを得ず報告することができない場合は、学部長に報告しなければならない）。この場合、あらかじめ苦情相談を行った者の同意を得るものとする。

3 苦情相談を受けた教職員は、第8条第2項の責務を負うものとする。

(調査委員会)

第11条 理事長又は学長が必要と判断した場合、セクシュアル・ハラスメント調査委員会（以下「調査委員会」という。）を設けることができる。

2 調査委員会の運用等については、別に定める。

(調査委員会の責務)

第12条 調査委員会は、セクシュアル・ハラスメントに関する苦情相談について、その事実関係を公正に調査しなければならない。

2 調査委員は、その在職中及び退職後において、当該調査関係者のプライバシー、名誉、その他の人権を尊重し、守秘義務を負うものとする。

(不利益取扱いの禁止)

第13条 理事長、学長、学部長、事務局長その他の教職員は、セクシュアル・ハラスメントに対する苦情相談、当該苦情に係る調査への協力、その他セクシュアル・ハラスメントに関して正当な対応をした教職員又は学生等に対し、そのことをもって不利益な取扱いをしてはならない。

(懲戒処分)

第14条 理事長は、学長の上申に基づき、セクシュアル・ハラスメントの態様等により、教職員に対し、就業規則の定めるところにより、懲戒処分に付すことがある。

2 学長は、セクシュアル・ハラスメントの態様等により、学生に対し、学則の定めるところにより、懲戒処分に付すことがある。

(再発の防止)

第15条 学長は、セクシュアル・ハラスメントが発生した場合には、速やかに再発防止に向けた措置を講じなければならない。

(管掌)

第16条 この規程の管掌は、行為者及び被害者の双方が教職員である場合には総務課が行い、行為者及び被害者の双方が学生等である場合には学生部が行う。

又、行為者及び被害者の一方が教職員であり他方が学生等である場合には総務課及び学生部が共同で行う。

(規程の改廃)

第17条 この規程の改廃は、理事長が行う。

2 学長はこの規程の改廃について、理事長に上申できる。

(補則)

第18条 この規程に定めるもののほか、セクシュアル・ハラスメントの防止等に必要な事項は、別に定める

附 則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

(平成27年2月16日「第17条」改正)